

～職場内での回覧をお願いします～

## ～皆様の取組が健康保険料率に反映されます～ インセンティブ制度について



### そもそも「インセンティブ制度」とは？



平成30年度から導入された、加入者の皆様の健康づくりの取組を2年後の健康保険料率に反映させる仕組みです。47都道府県支部を順位付けし、**上位15支部に入ると報奨金の付与による健康保険料率の引き下げ**を受けることができます。

▼詳細はこちら



評価項目	順位
特定健診等の受診率	10位
特定保健指導の実施率	42位
特定保健指導対象者の減少率	39位
要治療者の医療機関受診率	47位
ジェネリック医薬品の使用割合	35位

### 山梨支部総合順位 (令和4年度実績)

**44位 / 47支部**



### 健康保険料率引き下げのためにできること

- 1 毎年健診を受診する
- 2 保健指導を利用する(対象者のみ)
- 3 健診結果等を参考に生活スタイルを見直す(食生活改善・適度な運動等)
- 4 健診結果で要治療または要再検査となった場合は速やかに医療機関を受診する
- 5 お薬の処方を受ける時はジェネリック医薬品を選択する

山梨支部の総合順位は令和4年度実績で44位となり、令和6年度はインセンティブの付与を受けることができませんでした。山梨支部では特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診率の向上が課題となっています。山梨支部も皆様の健康づくりの取組をサポートいたしますので、事業所様におかれましては、特定保健指導の対象となった従業員様への利用勧奨や健診結果で要治療または再検査となった従業員様の医療機関への受診勧奨に取り組んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先 ☎055-220-7751(企画総務グループ)



## 「被扶養者異動届」の提出はお済みですか？

4月は、扶養のご家族（被扶養者）が就職等を理由に、ご自身で勤務先の健康保険に加入することが多い時期です。被扶養者の異動がある場合は、お手続きが必要です。



### 事業所様へのお願い

- ①従業員様に被扶養者の異動の有無をご確認ください。
- ②扶養解除の場合は、速やかに保険証を回収のうえ、「被扶養者(異動)届」と併せて**日本年金機構**へご提出ください。

※ 詳細は日本年金機構へお問い合わせください



※扶養解除日以降に保険証を使い医療機関等を受診された場合は、協会けんぽ負担分の医療費（総医療費の7～8割）を返還していただくこととなります。同様に、健診を受けられた場合も、協会けんぽが補助を行った健診費用を返還していただくこととなります。

## 令和6年度健康診査について

協会けんぽでは、35歳～74歳の被保険者（ご本人）を対象とした「生活習慣病予防健診」と、40歳～74歳の被扶養者（ご家族）を対象とした「特定健康診査（特定健診）」の費用の補助を行っています。

### 生活習慣病予防健診

- 35歳以上の被保険者を対象とした健診
- 3月下旬に、補助対象者がおられる事業所様へ緑色の封筒で『健診対象者一覧』等をお送りしています。

### 特定健康診査

- 40歳以上の被扶養者を対象とした健診
- 4月上旬に、被保険者のご住所へ黄色の封筒で『特定健康診査受診券』をお送りしています。